

- 1 111-1111
- 2 高松市高松町高松1234番地1
高松ハイツ101号室
- 3 高松 太郎 様
- 4 

児童手当の算定対象者に係る申請について（お知らせ）

このお知らせは、令和8年 月 日時点において、高松市から児童手当を受給されている方で、下記 ① 及び ② の両方を満たしている方に、令和8年度から児童手当の第3子加算を受けるための手続を案内するものです。

- ① 高校3年生相当の子(平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた子)を養育している。
- ② 平成16年4月2日以降に生まれた子を3人以上養育している。

児童手当では、18歳到達後の最初の3月31日を経過した後から22歳到達後の最初の3月31日までの子について、監護相当及び生計費の負担の要件を満たしている場合は、「算定対象者」として、児童手当を支給する際の「第何子」にカウントすることができ、第3子以降の支給額が加算されます。

高校3年生相当の子(令和8年3月31日に18歳到達後の最初の3月31日を迎える子)について、令和8年4月1日以降に「算定対象者」としてカウントするためには、下記のとおり書類の提出が必要です。

申請期限を過ぎた場合や書類の提出がなかった場合は、令和8年4月分から第3子加算を受けられなくなるため、御注意ください。

申請書類 〔ア・イともに提出必須〕	ア 児童手当 額改定認定請求書 イ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ※ 記入見本を参考に令和8年4月1日時点の状況（見込みでも可）を記入してください。 （子の記入欄が足りない場合は、お手数をおかけしますが、申請書類をコピーしていただき、2枚目以降に続けて記入いただくか、こども家庭課まで連絡ください。） 道字等に併い転出手続を予定されている場合は、なるべく転出後に提出をお願いします。 ※ <u>イには、算定対象者全員のマイナンバーの記入が必要です。</u> ※ 審査の過程で別途書類の提出を求めることがあります。
申請期限	令和8年3月 日（ ）～ <u>令和8年4月 日（ ）</u>まで（郵送の場合は必着） ※ 郵送で提出の場合、こども家庭課に到着した日が申請日となります。 ※ 申請期限を過ぎた場合、申請日の翌月分から第3子加算が適用されます。
申請可能な窓口	高松市役所 6階 こども家庭課（平日 8:30～17:00） 受付時間延長 月 日（ ）～ 月 日（ ）の平日は 19:00 まで 日曜開庁 月 日（ ）、 月 日（ ）（8:30～17:00） 各総合センター・各支所（平日 8:30～17:00（受付時間延長・日曜開庁はありません。）） 市民サービスセンター（瓦町 FLAG 8 階）（平日 10:00～20:00、土・日・祝日 10:00～18:30） ※ <u>窓口が混み合う時期で長時間お待たせすることが予想されるため、 同封の返信用封筒を利用いただき、郵送での申請をお勧めします。</u> ※ 窓口で申請する場合は、時間に余裕を持ってお越しください。 ※ 出張所（コミュニティセンター）では申請できません。

裏面に続きます ▶▶▶

適用予定日	● 申請期限までに申請が完了したもの → 令和8年4月分から第3子加算を適用して支給 ● 申請期限を過ぎて申請が完了したもの → 申請日の翌月分から第3子加算を適用して支給 ※ 申請時に不備書類があった場合等、支給が遅れることがあります。 ※ 申請が完了したものは「額改定通知書」を送付します。
その他のお知らせ	1 算定対象者が「学生」以外の場合は、毎年6月に「現況届」を送付しますので、提出をお願いします。 2 子の住所や職業等については「見込み」で提出いただいても構いませんが、監護相当や生計費負担の状況、算定対象者の職業や卒業年月日等、申請内容が変更となった場合は、その都度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出ください。

Q 児童手当の第3子加算とは？

A 児童手当の支給額が第3子以降、増額となることです。 (児童1人当たり月額)

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

- ・「第何子」のカウント対象者は、「22歳到達後の最初の3月31日まで」の方が対象です。
- ・児童手当の支給対象は高校生年代以下です。「第何子」に数えるだけの算定対象者（大学生相当の年代の方）は、自動的に加算されないため、申請が必要です。
- ・お子様が児童福祉施設等に入所している場合や里親等に委託されている場合は対象となりません。

Q この申請をするとどうなるの？

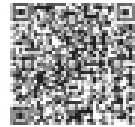
A お子様の監護相当・生計費の負担があることが確認できれば、算定対象者として「第何子」に含めて児童手当を支給します。

【例】

申請なしの場合の支給額（月額）	申請あり場合の支給額（月額）
(令和8年度の年齢)	(令和8年度の年齢)
19歳 (第何子には含めない)	19歳 第1子【算定対象】
16歳 第1子【支給対象】10,000円	16歳 第2子【支給対象】10,000円
12歳 第2子【支給対象】10,000円	12歳 第3子【支給対象】30,000円
計 20,000円	計 40,000円

※ お子様の監護相当・生計費の負担のいずれかがない場合、算定対象者に含めることはできません。

最新の情報は、高松市ホームページで御確認ください。
各種申請書は、ホームページからもダウンロードもできます。



その他、御不明な点がございましたら、高松市役所こども家庭課までお問い合わせください。

問合せ・郵送提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 こども家庭課（6階26番窓口）
TEL：087-839-2353（平日8:30～17:00）

- 111-1111
- 高松市高松町高松1234番地1
高松ハイツ101号室
- 高松 太郎 様
- |||||

児童手当の算定対象者に係る申請について（お知らせ）

このお知らせは、令和8年 月 日時点において、高松市から児童手当を受給されている方で、下記 ① 及び ② の両方を満たしている方に、令和8年度から児童手当の第3子加算を受けるための手続を案内するものです。

- ① 算定対象者（平成16年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた子）を養育しており、当該子の「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出している。
- ② ①の「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出している算定対象者の中に、「令和8年3月31日に卒業予定」の方（短期大学、専門学校等の学生）がいる。

児童手当では、18歳到達後の最初の3月31日を経過した後から22歳到達後の最初の3月31日までの子について、監護相当及び生計費の負担の要件を満たしている場合は、「算定対象者」として、児童手当を支給する際の「第何子」にカウントすることができ、第3子以降の支給額が加算されます。

算定対象者の中に、令和8年3月31日までに卒業予定の子がいる場合、令和8年4月1日以降に引き続き「算定対象者」としてカウントするためには、下記のとおり書類の提出が必要です。

申請期限を過ぎた場合や書類の提出がなかった場合は、令和8年4月分から第3子加算を受けられなくなるため、御注意ください。

申請書類 〔ア・イともに提出必須〕	ア 児童手当 額改定認定請求書 イ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ※ 記入見本を参考に <u>令和8年4月1日時点の状況</u> （見込みでも可）を記入してください。 （子の記入欄が足りない場合は、お手数をおかけしますが、申請書類をコピーしていただき、2枚目以降に続けて記入いただくか、こども家庭課まで連絡ください。） 進学等に伴い転出手続を予定されている場合は、なるべく転出後に提出をお願いします。 ※ <u>イには、算定対象者全員のマイナンバーの記入が必要です。</u> ※ 審査の過程で別途書類の提出を求めることがあります。
申請期限	令和8年3月 日（ ）～ <u>令和8年4月 日（ ）</u> まで（郵送の場合は必着） ※ 郵送で提出の場合、こども家庭課に到着した日が申請日となります。 ※ 申請期限を過ぎた場合、申請日の翌月分から第3子加算が適用されます。
申請可能な窓口	高松市役所6階 こども家庭課（平日8:30～17:00） 受付時間延長 月 日（ ）～ 月 日（ ）の平日は19:00まで 日曜開庁 月 日（ ）、 月 日（ ）（8:30～17:00） 各総合センター・各支所（平日8:30～17:00（受付時間延長・日曜開庁はありません。）） 市民サービスセンター（瓦町FL468階）（平日10:00～20:00、土・日・祝日10:00～18:30） ※ <u>窓口が混み合う時期で長時間お待たせすることが予想されるため、 回封の返信用封筒を利用いただき、郵送での申請をお勧めします。</u> ※ 窓口で申請する場合は、時間に余裕を持ってお越しください。 ※ 出張所（コミュニティセンター）では申請できません。

裏面に続きます ▶▶▶

適用予定日	● 申請期限までに申請が完了したもの → 令和8年4月分から第3子加算を適用して支給 ● 申請期限を過ぎて申請が完了したもの → 申請日の翌月分から第3子加算を適用して支給 ※ 申請時に不備書類があった場合等、支給が遅れることがあります。 ※ 申請が完了したものは「額改定通知書」を送付します。
その他のお知らせ	1 算定対象者が「学生」以外の場合は、毎年6月に「現況届」を送付しますので、提出をお願いします。 2 子の住所や職業等については「見込み」で提出いただいても構いませんが、監護相当や生計費負担の状況、算定対象者の職業や卒業年月日等、申請内容が変更となった場合は、その都度「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出ください。

Q 児童手当の第3子加算とは？

A 児童手当の支給額が第3子以降、増額となることです。 (児童1人当たり月額)

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000 円	30,000 円
3歳以上～高校生年代	10,000 円	

- ・「第何子」のカウント対象者は、「22歳到達後の最初の3月31日まで」の方が対象です。
- ・児童手当の支給対象は高校生年代以下です。「第何子」に数えるだけの算定対象者（大学生相当の年代の方）は、自動的に加算されないため、申請が必要です。
- ・お子様が児童福祉施設等に入所している場合や里親等に委託されている場合は対象となりません。

Q この申請をするとどうなるの？

A お子様の監護相当・生計費の負担があることが確認できれば、算定対象者として「第何子」に含めて児童手当を支給します。

【例】

申請なしの場合の支給額（月額）	申請あり場合の支給額（月額）
(令和8年度の年齢)	(令和8年度の年齢)
19歳 (第何子には含めない)	19歳 第1子【算定対象】
16歳 第1子【支給対象】 10,000 円	16歳 第2子【支給対象】 10,000 円
12歳 第2子【支給対象】 10,000 円	12歳 第3子【支給対象】 30,000 円
計 20,000 円	計 40,000 円

※ お子様の監護相当・生計費の負担のいずれかがない場合、算定対象者に含めることはできません。

最新の情報は、高松市ホームページで御確認ください。
各種申請書は、ホームページからもダウンロードもできます。



その他、御不明な点がございましたら、高松市役所こども家庭課までお問い合わせください。

問合せ・郵送提出先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所 こども家庭課（6階26番窓口）
TEL：087-839-2353（平日8:30～17:00）